

バンビーホーム保護者の皆様へ

奈良市教育委員会

緊急事態宣言の発令に伴う特別保育への移行について

日頃より、バンビーホームの運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

奈良市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまで登所の自粛と家庭保育をお願いしてきたところではございますが、政府からの緊急事態宣言を受け、感染防止を一層徹底し、子どもたちの命を守ることを最優先にするため、令和2年4月21日（火曜日）から5月2日（土曜日）まで、真にやむを得ない事情の場合に限り受け入れる『特別保育』に移行します。

保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言および特別保育の趣旨をご理解いただき、原則、家庭保育をお願いします。

なお、下記に該当する場合で、どうしても保育が必要な場合については、各バンビーホームに『特別保育利用申出書』（別紙）を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 特別保育実施期間等

期間 令和2年4月21日（火曜日）～5月2日（土曜日）【日曜・祝日を除く】

時間 平日 通常保育：14時～17時 / 延長保育：17時～19時

土曜日 通常保育： 8時～17時 / 延長保育：17時～19時

※ 上記の期間の平日においては、14時までは市立小学校の特別受入れがあります。

2 特別保育の対象

- ① 医療従事者、警察・消防・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ② ①には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

3 利用までの流れ

- ・特別保育が必要な方は、事前に『特別保育利用申出書』を各バンビーホームに必ず提出してください。

4 児童育成料等について

- ・バンビーホームの児童育成料等については、登所されなかった分の還付又は充当等を検討しております。詳細が決まり次第、HP等でお知らせします。

5 ご留意いただきたい事項

- ・各バンビーホームで新型コロナウイルス感染症が発生等した場合は臨時休所となるため、その際に連絡をさせていただき、直ちにお迎えに来ていただく場合もあります。
- ・今後の状況によっては、上記内容を変更する場合があります。